

京都府・沖縄県税務システム共同調達検討支援業務委託企画提案公募実施要領

令和 8 年 7 月 31 日
沖縄県総務部税務課

1 公募事業の背景及び目的

京都府及び沖縄県（以下「両府県」という。）の現行の基幹税務システム（以下「現行システム」という。）については、京都府が平成 20 年度に、沖縄県が平成 22 年度に運用を開始した。

現行システムは、運用開始から 15 年以上が経過していることから、システムの老朽化、開発言語のレガシー化、現行システム基盤サポート期限終了等のため、延命・維持することは困難であり、両府県は令和 13 年度中に次期システムへ移行する必要がある。

また、次期システムの開発に当たっては、システムエンジニアの不足、人件費及び機器類の高騰等に伴う調達コストの著しい増加が懸念されることから、両府県財政への影響を最小限に抑制することが課題となっている。

これらの現状を踏まえ、両府県は、税務システムの刷新に伴う調達コストの抑制、調達プロセスの最適化及び行政事務効率化を図るため、両府県による税務システムの共同調達の実現可能性を検証することとした。

現行システムは、両府県の税務行政を支える大規模かつ複雑な基幹インフラであり、共同調達の実現可能性を判断するに当たっては、システム要件の集約（共通化）可能性、共同調達の効果又は課題の分析、共同調達の阻害要因の有無、コスト縮減効果、事務の効率化等、多岐にわたる観点から、専門的かつ慎重な分析・検証を行うことが不可欠である。

京都府・沖縄県税務システム共同調達検討支援業務委託（以下「本件業務」という。）は、システムコンサルタント事業者の有する専門的知見を活用し、客観的かつ定量的に検証を行い、専門的観点からの共同調達の実現可能性に係る評価を得ることで、両府県が税務システムの共同調達の実施可否に係る意思決定を行う上で、客観的判断材料を得ることを目的に実施するものである。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 京都府・沖縄県税務システム共同調達検討支援業務委託
- (2) 業 務 内 容 別紙 1 「京都府・沖縄県税務システム共同調達検討支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約締結の日から令和 8 年 12 月 25 日まで
- (4) 見積限度額

合計 22,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

ただし、以下に示す各府県の見積限度額の範囲内で見積もること。

当該見積限度額は契約額を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。

また、見積限度額を超える企画提案は失格とする。

ア 京都府 11,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

イ 沖縄県 11,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

本件業務の企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。また、契約締結後にこれらの要件を欠いていたことが判明した場合又は欠いた場合には、契約を解除することがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 京都府税、沖縄県税及び消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府、沖縄県及び国の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務があるものについては、これらに加入している者であること。
- (8) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っている者であること。
- (9) 労働関係法令を遵守している者であること。
- (10) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会又は同協会が認定したプライバシーマーク付与認定指定機関が認定するプライバシーマーク使用許諾認証、ISO/IEC27001 の認証、その他信頼性があると認められる認証をいずれか取得している者であること。
- (11) 本件業務の実施に当たり必要となる専門的な技術、手法及び情報並びに十分な経験及び実施体制を有し、本件業務を確実に遂行できる者であること。
- (12) 共同企業体で応募する際には、構成員のうちで最大の出資割合者かつ業務全体の

進捗状況や業務内容等に関する打合せに円滑に対応できる体制を有する者を共同企業体を代表する事業者とし応募すること。

- (13) 共同企業体の構成員は、本件業務の他の共同企業体の構成員となることはできないほか、本件業務に単体で応募することはできない。
- (14) 共同企業体の申込は「(様式5) 共同企業体構成書」及び構成員で締結した協定書を添付し提出すること。
- (15) 共同企業体を構成するすべての団体が上記の(1)から(10)までの要件を満たしていること。

4 スケジュール

- (1) 質問提出期限 令和8年8月10日(月)17時必着
- (2) (1)への回答 令和8年8月14日(金)
- (3) 応募書類提出期限 令和8年8月31日(月)17時必着
- (4) 参加資格確認通知 令和8年9月4日(金)
※プレゼンテーションの時間、場所等も併せて通知。
- (5) プレゼンテーション 令和8年9月11日(金)
※京都府内の会場で実施する。
- (6) 選定結果通知 令和8年9月15日(火)
- (7) 契約締結 令和8年9月16日(水)以降
※各府県と個別に契約に係る協議を行う。

5 参加手続き

(1) 担当部署及び問い合わせ先

沖縄県総務部税務課 管理電算班(担当者:知花)
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号(沖縄県庁5階)
電話番号:098-866-2096(管理電算班直通)
FAX 番号:098-866-2709
E-Mail:aa007005@pref.okinawa.lg.jp

(2) 質問の受付及び回答

ア 質問受付期間

公募開始日から令和8年8月10日(月)17時まで

イ 質問方法

別紙2「京都府・沖縄県税務システム共同調達検討支援業務委託質問書」を作成し、5の(1)記載のメールアドレスあてに電子メールで提出すること。

(ア) 電子メールの件名は「京都府・沖縄県税務システム共同調達検討支援業務委託質問書」とすること。

(イ) 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 回答方法

期限内に提出された質問に対する回答については、令和8年8月14日(金)までに、沖縄県ホームページに掲載し、個別に回答はしない。

なお、当該回答は、実施要領及び仕様書等の修正とみなす。

(3) 応募書類の提出

ア 提出期限 令和8年8月31日（月）17時まで（必着）

※ 提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

※ 提出期限までに下記エの提出書類のすべてが揃っていないものや記載内容に不備があり補正することができないものは不受理とする。

イ 提出先 5の(1)に記載する担当部署（沖縄県総務部税務課）とする。

ウ 提出方法 「エ 提出書類」について持参（平日の9時～17時まで）又は郵送（書留郵便に限る）により書面で提出し、併せて5の(1)に記載のアドレス宛に電子メールでPDFデータを送信すること。

エ 提出書類

提出書類及び提出部数は、以下のとおりとする。

具体的な作成方法や注意事項等については、別紙3「企画提案書等作成要領（以下「作成要領」という。）」を参照すること。

(ア) 参加表明書（様式1） 2部

(イ) 企画提案書 正本2部及び副本10部

※ 任意様式とするが、仕様書及び作成要領を踏まえて作成すること。

(ウ) 価格提案書（見積書）（様式2） 正本2部及び副本10部

※ 仕様書及び作成要領を踏まえて作成すること。

(エ) 誓約書（様式3） 2部

(オ) 京都府税の滞納がないことの証明書 1部（原本）

※ 3か月以内に発行されたもの。

(カ) 沖縄県税の滞納がないことの証明書 1部（原本）

※ 3か月以内に発行されたもの。

(キ) 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 1部（原本）

※ 3か月以内に発行されたもの。

(ク) 法人登記簿謄本（法人登記事項全部証明書） 1部

※ 3か月以内に発行されたもの（写し可）。

※ 京都府又は沖縄県内に支店等を設置している法人が登記簿に支店登記を行っていない場合は、当該支店等の設置を証する資料も添付すること。

(ケ) 法人定款 1部

※ 提案者が任意団体の場合は、(ク) 及び(ケ) の書類に代えて、以下の書類を提出すること。

・ 団体の規約 1部

・ 役員一覧 1部

(コ) 労働保険に加入していることが確認できる書類 1部

例：労働局からの領収済通知書、納付書、領収証等

(サ) 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類 1部

例：厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済通知書、納付書 等

(シ) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会又は同協会が認定したプライバシー

ーマーク付与認定指定機関が認定するプライバシーマーク使用許諾認証、ISO/IEC27001 の認証等を証する書類

(ス) 管理責任者経歴書（様式４－１） １部

(セ) 現場責任者経歴書（様式４－２） １部

※ 社会保険加入義務がない場合は、(コ) 及び(サ) の書類に代えて、様式３－２「社会保険に加入義務がないことについての申出書」１部を提出すること。

※ 共同企業体で参加する場合は、(ア) ～(ウ) 、(ス) 及び(セ) の書類に加え、以下の書類を提出すること。また、共同企業体を構成する全ての団体について、(エ) ～(シ) の書類を提出すること。

(ウ) 共同企業体構成書（様式５） １部

(タ) 共同企業体協定書 １部

(チ) 代表団体以外の構成員からの委任状 １部

※ 「業務実績」の評価項目における次の評価を希望する場合は、様式６「実績調査」により、評価対象となる各種実績内容を申告するものとする。

- ・ 過去 10 年間に於ける都道府県税務システムの導入支援（コンサルティング）業務の契約実績。（5 点満点）

- ・ 過去 10 年間に於ける各種行政システム（都道府県税システム含む）共同調達導入支援（コンサルティング）業務の契約実績（5 点満点）

また、現在履行中の契約を記載する場合については、発注者が証明した様式 6－2「契約履行中証明書」を提出すること。

オ 提出された応募書類の取扱い

(ア) 提出された企画提案書は、本件業務企画提案公募手続きにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例及び沖縄県情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

(イ) 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

(ウ) 提出された応募書類は返却しない。

(エ) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

(オ) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(4) 参加資格確認通知

ア 通知日 令和 8 年 9 月 4 日（金）

イ 通知内容

提出された応募書類を基に資格要件の有無を確認し、本件業務企画提案の参加資格確認結果について通知する。

参加資格を満たす応募者についてはプレゼンテーションの実施日時及び実施

場所を合わせて通知し、参加資格を満たさない応募者については結果のみを通知するものとする。

(5) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

ア 実施日 令和8年9月11日（金）

イ 実施場所 京都府内の会場

※ 具体的な実施時間及び実施場所は、参加者へ個別に通知する。

ウ 実施時間 1者当たり30分（企画提案内容説明20分、質疑応答10分）。

エ プレゼンテーション及びヒアリングについて

提出した企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。事前に提出された企画提案書・価格提案書以外の資料を使用し
ての説明は認めない。

(6) 選定結果通知及び公表

契約候補者の選定後、プレゼンテーション参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日の翌営業日に、沖縄県ホームページにおいて選定結果を公表するものとする。

ア 通知日 令和8年9月15日（火）

イ 公表日 令和8年9月16日（水）以降

ウ 公表内容

(ア) 契約候補者の名称、総合点及び選定理由

(イ) 契約候補者以外の参加者の総合点（名称は匿名とする。）

(ウ) 外部有識者及び実務経験者の所属、役職等

6 評価方法等

(1) 評価基準

別紙4「京都府・沖縄県税務システム共同調達検討支援業務委託契約候補者選定評価基準（以下「評価基準」という。）」のとおりとする。

(2) 評価方法

提出された企画提案書及び価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部有識者及び実務経験者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(3) 契約候補者の選定方法

失格者を除いた者の中から(2)の評価を基に、調達目的に最も合致する者を契約候補者として選定する。

(4) 失格行為

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が、2の(4)の見積限度額を超える場合

エ 仕様書に定める仕様を満たさない提案を行った場合

オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

カ 外部有識者及び実務経験者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

7 契約手続

(1) 契約候補者は、契約相手となる京都府及び沖縄県それぞれと契約に向けた協議を行う。委託内容、委託料等について協議が調った場合限り、個別に本件業務に係る契約を締結するものとする。

(2) 受託者は契約金額の 100 分の 10 の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。

ただし、京都府又は沖縄県がそれぞれ定める契約保証金免除事項に該当する場合についてはその限りではない。

(3) 選定された契約候補者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を契約候補者とし、協議の上契約を締結する場合がある。

8 その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

(2) 企画提案書及び価格提案書については、1 者につき 1 提案に限る。

(3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、担当部署（沖縄県総務部税務課）から指示があった場合を除く。

(4) 参加表明書を提出した後、担当部署（沖縄県総務部税務課）が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

(5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。

(6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。

(7) 応募者が 1 者の場合は、本プロポーザル手続を中止することがある。